

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第3号

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。